

令和3年7月
(独)農畜産業振興機構
特産業務部

国内産いもでん粉交付金交付手続きに関するQ&A(未定稿)

【交付金交付対象者要件審査申請の手続き】

(問1)要件審査申請書は毎年提出しなければいけないのでしょうか。

(答)国内産いもでん粉交付金交付要綱(平成19年4月18日付け18農畜機第4703号-1。以下「交付要綱」という。)第4の規定に基づき、原則として、要件審査申請書(別紙様式第1号)を毎年8月31日までに提出し、要件の審査を受ける必要があります。

なお、でん粉原料用ばれいしょを原料として委託により国内産いもでん粉を製造する場合を除き、前年度に提出した同申請書の内容に変更がない場合は、同申請書の提出を省略できることとなっています。

(問2)要件審査を受けた内容に変更があった場合、どのような手続きを行う必要がありますか。

(答)変更後は速やかに、要件審査申請書(変更)(別紙様式第3号)により変更内容を申請し、要件の審査を受けてください。その際、同申請書(変更)には変更があった項目のみ記載することとしてください。

なお、交付要綱第3の(1)の製造施設及び(2)の約定の変更については、変更内容等により手続きが異なることがありますので、まずは機構へご相談ください。

(問3)変更の申請が必要な製造施設の変更とは何が該当するのでしょうか。

(答)変更の申請が必要な製造施設の変更とは、以下の表のとおりです。なお、製造施設の変更申請については、審査結果通知後、現地調査により当該機械装置の稼働を確認しますので、ご協力ください。

変更の申請 必要の有無		機械装置の変更 (「付設(追加)」、「更新・改造」(能力の変更を伴わないものを除く)、「廃止」及び「移設」をいう)	
		あり	なし
機械装置の能力の変更	あり	必要	必要 機械装置の能力における算出方法が変更となった など、特異な状況の場合など
	なし	不要 〔ただし、変更後の機械装置名等を反映した要件審査申請書 (別紙様式第1号)を翌8月31日までに提出すること〕	不要

(問4)機械装置の型番に関する誤りが判明した場合、変更の申請は必要でしょうか。

(答)機械装置の型番に関する誤り等については軽微な記載ミスと考えられ、要件の変更ではありませんので、不要です。ただし、翌8月31日までに、正しい内容を反映させた要件審査申請書(別紙様式第1号)を提出してください。

(問5)対象でん粉原料用いも生産者との約定とはどのようなものでしょうか。また、いつまでに約定を締結する必要がありますか。

(答)約定とは、国内産いもでん粉製造事業者(以下「事業者」という。)から砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。)第33条に規定する対象でん粉原料用いも生産者に支払うでん粉原料用いもの対価について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号。以下「価格調整法施行規則」という。)第50条※の規定に定める基準を満たす方法により算定することを双方であらかじめ約定したものです。

なお、約定の締結は、交付金交付対象者要件の一つとなっていることから、要件審査申請書(別紙様式第1号)の提出期限である8月31日までに行い、その約定書の写しを同申請書とともに提出してください。

※事業者により販売される国内産いもでん粉の販売収入が、生産者と事業者との間の利益の衡平を図ることを旨として、でん粉原料用いもの生産費の額と国内産いもでん粉の製造及び販売に要する費用の額と勘案して当事者間で定められた適正な分配率に基づき分配されること。

(問6)約定の締結や製造施設の更新等が遅れ、要件審査申請書(別紙様式第1号)を期限の8月31日までに提出できない場合にはどう対応すればよいのでしょうか。

(答)期限までに提出できないと見込まれる場合は、その理由を含め、機構までご相談ください。

【交付申請計画数量の届出の手続き】

(問7)でん粉年度において最初の交付申請が10月下旬(10月16日から末日まで)を予定している場合、交付申請計画数量の届出はいつまでに行う必要がありますか。

(答)交付申請計画数量は、交付要綱第6の1の規定に基づき、でん粉年度において最初の交付申請を行う四半期にあっては交付申請を最初に行う交付申請の期間の初日の10日前までに理事長に届け出るものとなっています。

したがって、10月下旬の申請の場合、10月6日まで(業務日外※であればその前日である10月5日まで)に国内産いもでん粉交付金四半期別交付申請計画書(別紙様式第5-1号)により、理事長に届け出してください。

※土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに年末年始(12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び3日)

(問8)既に届け出た四半期の交付申請計画数量の合計よりも国内産いもでん粉交付申請数量が上回る場合、もしくは下回る場合、どのような手続きをする必要がありますか。

(答)交付要綱第6の2の規定に基づき、既に届け出た四半期の交付申請計画数量の合計よりも国内産いもでん粉交付申請数量が①上回る場合、②20%を超えて減少する場合は、速やかに、国内産いもでん粉交付金四半期別交付申請計画書(変更)(別紙様式第5-2号)により理事長に届け出る必要があります。

【国内産いもでん粉の検査】

(問9)交付要綱第7の2で届け出る検査機関の要件として、国内産いもでん粉検査要領(平成19年4月18日付け18農畜機第4703号-2。以下「検査要領」という。)第2の(2)の③に「検査の公正な実施を確保するため必要な組織体制が整備されていること」と規定されていますが、具体的にはどういうことでしょうか。

(答)検査担当の役職員や担当セクションの責任体制が組織規程等により明確に示され、機能していることを指します。

(問10)検査要領第5の規定に基づく帳簿には、定められた様式はありますか。

(答)特に定められた様式はありません。帳簿には検査要領第5の規定に基づく事項をすべて記載してあれば問題ありません。

(問11)検査要領第2の(2)の規定に基づく要件を満たしている場合(自社の検査部門を検査機関として届け出る場合)、国内産いもでん粉検査結果通知書(検査要領別紙様式)は、自社あてに通知することになるのでしょうか。

(答)事業者が自社の検査部門を検査機関として届け出る場合は、検査機関の代表者として、当該検査部門の責任者を国内産いもでん粉検査機関届出書(別紙様式第6-1号及び6-2号)に記載するため、当該責任者が国内産いもでん粉検査結果通知書(検査要領別紙様式)の発行元となり、同通知書の宛て先は交付申請者となりますので、当該検査部門の責任者から同社の代表者あてに通知することとなります。

(問12)検査機関に地方の出先機関がある場合、検査結果通知書(検査要領別紙様式)は国内産いもでん粉検査機関届出書(別紙様式第6-1号及び6-2号)で届け出た代表者名を記載しなければいけないでしょうか(出先機関の長の氏名ではいけないでしょうか)。

(答)届け出た代表者が出先機関の長に検査結果通知書(検査要領別紙様式)の発行権限を委譲しているのであれば、同通知書の発行者は出先機関の長で構いません。ただし、その旨、契約書等により、検査機関が検査の依頼を受けた事業者と合意がなされていることが必要です。

【交付金交付申請の手続き】

(問 13)郵送、ファクシミリ及び電子メールでの交付申請は可能ですか。

(答)郵送方式等による国内産いもでん粉交付金交付事務手続きについて(平成 19 年 10 月 2 日付け 19 農畜機第 2677 号)第2の規定に基づき、郵送、ファクシミリ及び電磁的方法(電子メール)のいずれかの方法による申請が可能です。その際、ファクシミリ又は電子メールを選択する場合は、新規、変更を含め、交付申請方式(新規・変更)届出書(別紙様式第1号)の提出が必要です。

(問 14)交付申請を行う各期間(毎月 1 日から 15 日までは上期、16 日から末日までは下期)において、交付申請を複数回行うことは可能ですか。

(答)上期、下期の交付申請期間の区分は、申請の取りまとめ期間として設定していますので、交付申請は各期に1回と限定しているものではありません。申請期間において複数回の申請をすることも可能です。

(問 15)製造年度が同じであれば、販売年度が異なっていても同じ交付申請書(別紙様式第7号)を用いての交付申請は可能ですか。

(答)製造年度が同じであっても、販売年度が異なる場合は、交付金単価が異なるため、販売年度別に交付申請書(別紙様式第7号)を作成していただく必要があります。国内産いもでん粉交付金の金額は、価格調整法第 36 条第1項の規定により、「国内産いもでん粉交付金の単価に、当該対象国内産いもでん粉製造事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販売した国内産いもでん粉の数量に相当する数を乗じて得た金額」とされています。また、この農林水産省令で定める期間内とは、価格調整法施行規則第 52 条の規定に基づき、「毎年 10 月 1 日からその翌年の 9 月 30 日まで」とされています。さらに、国内産いもでん粉交付金の単価は、原則、でん粉年度ごとに定められることとなっていることから、販売年度(でん粉年度)が異なる場合は、それぞれのでん粉年度において定められる単価を用いて、国内産いもでん粉交付金の金額を算出する必要があります。

(問 16)交付申請書(別紙様式第7号)について、申請者の欄に記名があれば、誓約書の記名は省略してもよいのでしょうか。

(答)誓約書は、交付金の交付申請に当たって申請者が改めて価格調整法に規定された要件を確認するとともに、当該要件を満たしていること及びその要件を欠くに至った場合は交付金を返還することの意思確認を行うものであり、交付申請とは別の行為であることから、記名が必要です。

(問 17)交付申請に関する書類は、必ず組織の代表者の氏名で申請しなければならないのでしょうか。

(答)やむを得ず代表者の氏名で申請できない場合は、あらかじめ他の責任を有する者に交付申請の権限を社内委任したことを確認できる書面を提出し、機構の承諾を得た上で、申請してください。

(問 18)交付金は、事業者が販売した国内産いもでん粉の実績数量に基づき申請することとなっていますが、何をもって販売とみなされるのでしょうか。

(答)当該国内産いもでん粉に係る所有権が売主(事業者)から買主に移転したことをもって販売とみなすこととしています。

(問 19)社内販売や業務用使用等の内部取引があるのですが、これについても交付の対象となりますか。

(答)交付金は、問 18 のとおり売主(事業者)から買主に所有権が移転した国内産いもでん粉の実績数量に基づき交付されます。したがって、内部取引であっても、経理処理等の記録により販売が証明できれば交付の対象となります。

(問 20)「販売の日から3月以内に申請しなければならない」とされていますが、いつから起算して3月以内となりますか。

(答)当該国内産いもでん粉に係る所有権が売主(事業者)から買主に移転した日(販売が成立した日(販売年月日))から起算して3月以内に申請する必要があります。例えば、8月2日に販売が成立した場合は11月1日までに申請する必要があります。その際、販売年度が異なる申請が他にある場合、問15で説明したとおり、交付金単価が異なるため、販売年度別に交付申請書(別紙様式第7号)を作成していただく必要があります。

(問21)交付要綱第8の4の(2)の規定に基づく国内産いもでん粉売買証明書(別紙様式第9号)に準ずる書面として機構が認めたものとは、どのような内容の書面を指すのでしょうか。

(答)国内産いもでん粉交付金交付要綱第8の4の(2)に基づく国内産いもでん粉売買証明書に準ずる書面について(平成19年10月19日付け19農畜機第2889号)の規定に基づき、でん粉の種類、販売年月日、販売数量、用途並びに売主名及び買主名が確認できるものとなります。

なお、準ずる書面にて申請する場合には、具体的な書面をもって個別に検討する必要がありますので、あらかじめ機構にご相談いただくようお願いします。

(問22)国内産いもでん粉売買証明書(別紙様式第9号)について、甲(売主)及び乙(買主)欄に記名する者は、組織の代表者でなければいけないのでしょうか。

(答)国内産いもでん粉売買証明書(別紙様式第9号)に記載する販売の内容は、交付決定する数量の根拠として重要な内容であることから、これを証明する(記名する)者は、その内容について組織的な責任を有する者(代表者等)である必要があります。やむを得ず代表者の氏名で提出できない場合は、あらかじめ他の責任を有する者に交付申請の権限を社内委任したことを確認できる書面を提出し、機構の承諾を得た上で、申請してください。

(問23)交付要綱第8の4の(1)の規定に基づき機構に提出する国内産いもでん粉検査確認書(別紙様式第8号)の添付書類である別紙様式第8号別添1及び農産物検査員が発行した検査証明書*並びに別紙様式第8号別添2及び国内産いもでん粉検査結果通知書(検査要領別紙様式)をその写しに代えることは可能でしょうか。

(答)農産物検査員が発行した検査証明書※及び国内産いもでん粉検査結果通知書(検査要領別紙様式)は、検査機関が検査の依頼を受けた事業者に交付するものであることから、機構には原本ではなく、その写しの提出で差し支えありません。

※農産物検査法施行規則(昭和 26 年農林省令第 32 号)第 10 条第2項第 3号に基づく別記様式第5号又は同条第4項第3号に基づく別記様式第 14 号による検査証明書。

(問 24)かんしょでん粉について、検査証明書が紙袋に印刷されている場合や申請で添付する検査証明書の写しが大量となる場合、検査証明書の写しは「ばら検査証明書発行簿」及び「かんしょでん粉ばら検査野帳」の写しに代えることは可能でしょうか。

(答)検査員の押印が確認できる「ばら検査証明書発行簿」及び「かんしょでん粉ばら検査野帳」の写しは、第三者の証明とみなすことができるため、検査証明書の写しに代えても差し支えありません。

(問 25)交付金の単価に販売した数量を乗じた金額に円未満の端数が生じた場合、どのように計算処理をするのでしょうか。

(答)交付金の金額は、価格調整法第 36 条第2項により定められる交付金の単価(トン当たり)に、交付要綱第8の4の(2)の規定に基づく交付申請日の前3月以内に販売した国内産いもでん粉の数量(キロ単位)をトン単位にしたものと乗じ、円未満を切り捨てたものとします。

(問 26)試験研究機関や学校等からでん粉原料用いもを買い入れて製造した場合は、交付対象となりますか。

(答)対象でん粉原料用いも生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金(ばれいしょの生産面積に応じて交付する交付金又はばれいしょの品質及び生産量に応じて交付する交付金に限る。)の交付を受けた者ではない試験研究機関や学校等から買い入れた原料作物により製造された国内産いもでん粉は交付対象とはなりません。

【でん粉原料用いも売渡等報告書の手続き】

(問 27)交付要綱第 10 の規定に基づくでん粉原料用いも売渡等報告書(別紙様式第 10-1号及び 10-2号)の提出期限を教えてください。

(答)でん粉原料用いも売渡等報告書(別紙様式第 10-1号及び 10-2号)は、当該でん粉年度のでん粉原料用いもの買入完了後、速やかに提出してください。

(問 28)でん粉原料用いも売渡等報告書(別紙様式第 10-1号及び 10-2号)に記載する「売渡等数量」とは、でん粉原料用いも生産者から買い入れたすべてのでん粉原料用いもの数量のことでしょうか。

(答)でん粉原料用いも売渡等報告書(別紙様式第 10-1号及び 10-2号)に記載する「売渡等数量」は、交付金の交付対象となる国内産いもでん粉の原料となったでん粉原料用いもの数量を記載してください。具体的には、売渡しを受けた当該年産のでん粉原料用いもの数量のうち、かんしょの場合は、対象でん粉原料用いも生産者(価格調整法第 33 条に規定する者)から、ばれいしょの場合は、対象でん粉原料用いも生産者(価格調整法第 33 条に規定する者)、対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成 18 年法律第 88 号)第 2 条第 4 項に規定する者)又は経営所得安定対策交付金(ばれいしょの生産面積に応じて交付する交付金又はばれいしょの品質及び生産量に応じて交付する交付金に限る。)の交付を受けた者から売渡しを受けた数量を記載してください。

(問 29)でん粉原料用いも売渡等明細書(別紙様式第 10-1号及び 10-2号の別添)における「2 その他②」とはどのような数量のことでしょうか。「1 交付金対象外分」との違いを教えてください。

(答)「2 その他②」とは、交付要綱第 8 の 1 の規定に基づく対象でん粉原料用いも生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という)以外から売渡しを受けたでん粉原料用いもの数量であり、例えば、前述した試験研究機関や学校等からの売渡しを受けたものがあります。

また、「1 交付金対象外分」とは、交付対象者から売渡されたでん粉原料用いものうち、当該交付金対象とならない数量であり、例えば、ばれいしょでん粉では政策支援対象数量を超える原料となったもの等があります。

【事務委任の手続き】

(問 30) 交付要綱第 11 の規定に基づき、交付金の代理申請や代理受領をする場合に
はどのような手続きが必要でしょうか。

(答) 交付要綱に定める諸手続に関する権限を委任した場合は、交付要綱第 11 の 2 の
規定に基づき、当該委任関係を確認することができる書面(委任した日、委任者名、
被委任者名、委任した内容を明記)を委任内容の事務手続きが発生するまでに機
構に自ら又は自らの権限を委任した者(以下「代理人」という。)を通じて提出してく
ださい(変更があった場合も含む)。

なお、委任内容に交付金の受領がある場合、交付要綱第 11 の 4 の規定に基づ
き、被委任者が委任者に係る交付金の支払いを完了したら、被委任者は国内産い
もでん粉交付金支払完了報告書(別紙様式第 11 号)を速やかに機構に提出してく
ださい。

【国内産いもでん粉製造事業者の経営の承継がなされる場合の手続き】

(問 31) 交付要綱第 13 の規定に基づく経営を承継するには、どのような手続きが必
要でしょうか。

(答) 交付要綱第 13 の 2 の規定に基づき、経営の承継に係る届出書(別紙様式第 12-
1 号)に、交付要綱第 4 で審査を受けた要件審査申請書(変更を含む。)の写しと經
営を承継したことを明らかにする書類を添えて提出してください。ただし、北海道農
政事務所へ「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」を提出している場
合であって、経営所得安定対策等交付金交付申請者登録通知書の写しが用意で
きない場合は、当機構から北海道農政事務所へ情報提供依頼を行いますので、
ご相談ください。

また、交付要綱第 11 の規定に基づき事務委任をしている場合、委任内容の変
更を届け出る必要があります。

【報告及び調査について】

(問 32) 交付要綱第 14 の規定に基づき、機構が事業者に報告を求める場合又は事
業者を調査する場合とは、どのような場合でしょうか。

(答)交付金の交付業務における適正な実施のため、事業者(又はその代理人)に報告及び調査を求めます。調査では、原則、直近のでん粉年度における交付金の交付業務が対象となり、でん粉原料用いもの買入れ状況、国内産いもでん粉の製造、販売、在庫及び検査の状況等を把握することを目的としております。